

福島市営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

福島市長 馬場 雄基

福島市規則第 34 号

福島市営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島市営住宅等条例施行規則（平成10年規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前
<u>（家賃の減免基準）</u> 第19条 市営住宅等の家賃の減免又は徴収の猶予（以下この条において「減免等」という。）の基準は、次の表の左欄に掲げる減免等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりとする。			<u>（家賃の減免基準）</u> 第19条 条例第17条、第56条、第65条、第75条、第85条第2項の規定による市営住宅等の家賃の減免又は徴収の猶予の基準は、次のとおりとする。
条例第17条第1号又は第75条第1号による減免等	生活保護法の規定に基づき算定した世帯の収入が生活保護基準に満たない場合	6月を超えない範囲で次に掲げる計算方法によって得た金額 ア 家賃×（1－世帯の収入／世帯の生活保護基準額） イ 家賃に乗ずる数が0.5を超える場合は、家賃の半額にあたる金額	
条例第17条（第1号を除く。）、第56条、第65条、	入居者又は同居者が病気のため長期にわたる療養が必要となり、当該家賃を支払うことが困難であると市長が認めた	12月を超えない範囲	

第75条（第1号を除く。）又は第85条第2項による減免等	場合	
	市営住宅建替事業により除却した市営住宅の除却前の最終の入居者を当該市営住宅建替事業の施行に伴い他の市営住宅に仮入居させた場合において、当該市営住宅の家賃が従前の市営住宅の家賃を超えることとなった場合	仮入居の期間を超えない範囲
	条例第5条第1号に該当し、市長が住宅を指定して仮に入居を認めた場合	3月を超えない範囲
	その他市長が特別の事情があると認めた場合	市長が別に定める範囲

- (1) 生活保護法の規定に基づき算定した世帯の収入（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号に規定する老年者がいる場合はその者の収入から同法第80条老年者控除を行った後の収入）が、生活保護基準に満たない場合 6月を超えない範囲で次に掲げる計算方法によって得た金額
 ア 家賃×（1－（世帯の収入－老年者控除）／世帯の生活保護基準額）
 イ 家賃に乗ずる数が0.5を超える場合は、家賃の半額にあたる金額
- (2) 入居者又は同居者が病気のため長期にわたる療養が必要となり、当該家賃を支払うことが困難であると市長が認めた場合 12月を超えない範囲
- (3) 市営住宅建替事業により除却した市営住宅の除却前の最終の入居者を当該市営住宅建替事業の施行に伴い他の市営住宅に仮入居させた場合において、当該市営住宅の家賃が従前の市営住宅の家賃を超えることとなった場合 仮入居の期間を超えない範囲
- (4) 条例第5条第1号に該当し、市長が住宅を指定して仮に入居を認めるも

附 則

(適用の特例)

6 令和8年4月1日現在における地域優良賃貸住宅の入居者で月額所得金額が487,000円を超えるものについては、令和11年3月31日までの間は、月額所得金額が487,000円の者とみなして別表第5の規定を適用する。

別表第1（第1条の2、第14条、第17条の8関係）

名称	位置	区分	利便性 係数
(略)			
砂入	岡島字砂入		0.77
(略)			
Fスタイル 春日町	春日町	101～106号室	1.12

別表第7（第17条の9関係）

名称	使用料（1区画当たり月額）
(略)	
Fスタイル 春日町	(略)
町庭坂第一	2,300円
町庭坂第二	2,300円

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

この場合 3月を超えない範囲

(5) 前号に掲げる者のほか、市長が特別の事情があると認めた場合 市長が別に定める範囲

附 則

別表第1（第1条の2、第14条、第17条の8関係）

名称	位置	区分	利便性 係数
(略)			
砂入	岡島字砂入		0.78
(略)			
Fスタイル 春日町	春日町	101～106号室	1.13

別表第7（第17条の9関係）

名称	使用料（1区画当たり月額）
(略)	
Fスタイル 春日町	(略)